

広島県告示第四百五十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十五年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	効力を有する期限	備考
奥田整形外科皮膚科 医院	広島市西区井口明神一丁 目一五番二二号	平成一八年五月二三日	更新